

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	移住定住促進ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部地域振興課	
個人情報ファイルの利用目的	本市への移住定住相談に対応するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況、職業・職歴、学業・学歴	
記録範囲	移住希望者	
記録情報の収集方法	本人(又は代理人)の申告、本人(又は代理人)から提出された書類、移住定住空き家運営業務受託団体からの提供、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理され、住民の利益を増進するとともに取引の安全に寄与するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、親族関係、家族状況、印影	
記録範囲	印鑑登録申請者	
記録情報の収集方法	本人の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カードファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、各総合支所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	本市の住民基本台帳に記録されている者に、その者に係る住民票に記載された氏名その他の政令で定める事項及び、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路が組み込まれた「個人番号カード」を交付するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、親族関係、家族状況、個人番号	
記録範囲	カード申請者	
記録情報の収集方法	本人の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	戸籍システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民の親族的・身分関係を登録・公証するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	戸籍に記録されている者、戸籍届出人	
記録情報の収集方法	本人の届出、法務省からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	氏名・生年月日などが記載された住民票を編成し、居住関係を公証するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、本籍・国籍、続柄、家族状況、住民票コード、個人番号、在留資格	
記録範囲	住民登録者	
記録情報の収集方法	本人の届出、他自治体、出入国管理局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	農業委員会・学校保健給食課・教育総務課校区審議室	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		